

松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託 仕様書

1 業務の目的

松本エリア(松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)には、歴史、自然、文化、食などの魅力的なコンテンツが多く存在しているが、訪日外国人旅行者は、松本城や奈良井宿など一部の人気スポットのみの来訪に限られており、エリア内での周遊、ひいては観光消費額の増加につながっていない。

本業務では、令和7年度に造成した観光コンテンツの効果検証、プラスチックアップを行い、松本エリアならではの特別感のある観光コンテンツを造成し、近郊主要周遊ルート(名古屋市、高山市、白川村、金沢市等)のハブとしての役割を果たすことで、松本エリア内の域内周遊を促進し観光消費額の増加を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

松本エリアの発展的高付加価値旅行者周遊促進事業業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月10日(水)まで

3 メインターゲット

「その土地ならではの上質かつ特別な体験」を重視する

英国・米国の『Modern Luxury 層』

・訪日経験があり、地方エリア訪問希望率の高い、30代以上の英国、米国からの来訪者で訪日旅行1回(6泊~10泊)あたり、100万円/人程度を消費する家族や夫婦、カップルの高付加価値旅行者

(1) 選定理由

ア 英国

令和7年度で着手した販路形成を定着させ、継続的な送客を実現させるため。

イ 米国

英語圏で最も訪日旅行者が多く、令和7年度に造成した英国向けコンテンツ等を活用した販路形成を拡充させるため

4 業務内容

令和7年度に実施した「インバウンド向け滞在コンテンツの磨き上げ及び販路開拓業務委託」(以下「令和7年度事業」という。)の成果を継承・深化させ、令和7年度事業にて造成したコンテンツの効果検証・ブラッシュアップおよび受入環境整備を行いながら新たなコンテンツの造成を行うとともに、広域連携による新たな周遊モデルを形成し、旅行商品の流通環境整備を実施する。

※(別紙3-2)令和7年度事業実績一覧を参考

(1) 効果検証

- ア 令和7年度事業にて造成した滞在コンテンツ(5個以上)及びモデルコース(2コース以上)の成果を、販売件数、アンケート調査、口コミ等から調査すること。
- イ 調査結果に基づいて成功要因、課題点等を抽出し、令和9年度以降の中長期的な活動方針を提言し報告書を作成すること。

(2) 滞在コンテンツ及び観光ルートのブラッシュアップと販路開拓

- ア 専門家による現地視察や海外旅行事業者等の意見聴取などを行い、その結果を反映させた新たな滞在コンテンツ(2個以上)を造成すること。
- イ 「(1)効果検証」の結果を反映させ、令和7年度事業のコンテンツ(5個以上)の品質向上、販路への提供を行うこと。
- ウ コンテンツの運営品質向上に向け、コンテンツ提供者に向けたフィードバックの機会を1回以上設けること。
- エ 海外現地1市場以上(英国、米国いずれかもしくは両方)の商談会等に参加して販促活動を行うこと。
- オ 2市場以上の海外旅行事業者向け商品流通プラットフォーム(BtoB 向けサイト)へ滞在コンテンツおよびインバウンドサイト「Discover MATSUMOTO AREA」のリンクを掲載すること。
- カ ブラッシュアップした令和7年度事業滞在コンテンツおよび新たに造成した滞在コンテンツを海外向け OTA サイトへ掲載し、2か月程度のテスト販売、効果検証を行うこと。
- キ 令和7年度事業にて造成したコンテンツリスト(プロダクトマニュアル)の情報更新および新規コンテンツの追加掲載等、コンテンツリストのアップデートを行うこと。(2か国語、英語版・日本語版)

(3) 受入環境整備

- ア 顧客満足度を上げ、より良いコンテンツとするため通訳案内士や地域ガイドを対象にした交流会を1回以上開催すること。
- イ 観光事業者が継続的に自走した商品開発・販売を行えるようにセミナーを1回以上開催すること。

(4) 広域連携による新たな周遊モデル形成

- ア 松本エリアを除く2地域以上の連携可能な地域を集め、モダンラグジュアリー層を顧客に持つ海外旅行事業者に向けた「商談会」(オンラインも可)を1回以上開催すること。

イ 中央日本エリアや長野県内など、広域連携 DMO 圈内での他地域との連携に向けた新たなモデル形成のあり方について目指すべきゴールを設定し情報収集・調整・企画提案すること。

(5) その他

ア 定期的にミーティングを開催し、事業進捗および事業計画を報告すること

(6) アウトプット(KPI)

事業のアウトプットとして、下記について達成すること

No.	項目	数量	備考
1	改善し、販路に提供するコンテンツ数	5個以上	
2	新規コンテンツの開発	2個以上	
3	ブラッシュアップした滞在コンテンツおよび新規コンテンツのテスト販売	2個以上	2か月程度
4	連携可能な地域との「商談会」の開催	1回以上	連携可能な地域:2地域以上

(7) アウトカム(KGI)

ア 受託者は本事業のアウトカムとして、下記を目標とし、事業終了後に実績を報告すること。

項目	事業終了後(R8) (~R9.3.31)	将来目標(R9) (R9.4.1~R10.3.31)	将来目標(R10) (R10.4.1~R11.3.31)
送客数	45 名	90 名	120名
延宿泊数	45 泊	135 泊	240泊
総売上	1,125,000 円	3,600,000 円	6,000,000 円

イ 受託者は当該業務終了後、少なくとも2年間(R9年度、R10年度)は、実装したコンテンツ等の販売を行い、当該年度の実績を翌年度の4月10日までに発注者へその結果(総客数・延宿泊数・総売上)を報告すること。

5 成果品

本業務の成果品として、以下の表に示すものを提出時期までに納入すること。

なお、納品方法については別途発注者が指定するものとする。

No.	成果物	内容	提出時期
1	完了届		業務完了時
2	業務完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業造成コンテンツの調査結果報告書 ・新規造成コンテンツのタリフ ・交流会、セミナーの案内通知、チラシ、参加者名簿、アンケート結果 ・他地域との連携に向けた企画提案書 ・販路開拓における登録情報等 ・撮影した写真及び動画 ・議事録 	業務完了時
3	その他発注者が必要とするもの		隨時

6 秘密事項等について

- (1) 本業務の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)のほか関係法令等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に関し必要な措置を講じること。
- (2) 本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

7 支払い

業務委託料は業務完了時に一括払いとし、受託者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

8 留意事項

- (1) 本仕様書における業務内容は、観光庁補助金※の申請段階における計画に基づくものであり、補助金の採択結果や交付決定内容等により、業務内容等が変更となる場合がある。その場合には、発注者と受託者の協議のうえ、業務内容を調整するものとする。

※令和8年度 DMO 総合支援事業(広域連携観光促進事業)

- (2) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とすること。

- (3) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者や利用者、その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、協議を行うこと。

9 担当

松本広域連合事務局 総務課 ふるさと担当

担当:高野 貴史、大和 健司

〒390-1401 長野県松本市波田 4417 番地 1 松本市役所波田支所4階

TEL:0263-87-5460 FAX:0263-87-5462

E-Mail:furusato@m-kouiki.or.jp

※R8.4.1 以降 人事異動により担当者が変更になる場合があります。